

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成31年3月7日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件
 - 議案第21号 三次市山の学校設置及び管理条例(案)
 - 議案第22号 三次市運動場設置及び管理条例(案)
 - 議案第23号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第24号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第28号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第29号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第30号 三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
 - 議案第34号 指定管理者の指定について
 - 議案第35号 指定管理者の指定の変更について
 - 議案第36号 過疎地域自立促進計画の変更について

4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,
藤井憲一郎

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【総務部】落田総務部長, 矢野総務課長, 加藤職員係長, 瀧熊行政係長

【地域振興部】瀧奥地域振興部長, 秋山地域振興課長, 菅原観光スポーツ交流課長,
田村地域づくり係長, 山西観光交流係長, 牧浦スポーツ交流係長,
中原作木支所長, 神田作木支所次長

【政策部】中村政策部長, 宮脇企画調整担当課長, 曲田特命担当課長, 桑田企画調整担当係長,
中村特命担当係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○杉原委員長 定刻となりましたので、総務常任委員会を開会させていただきます。

ただいまの出席委員は7名でございます。全員出席でありますので、委員会は成立しております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の審査日程について申し上げます。タブレットの総務常任委員会のフォルダを開いていただきまして、表にも全部資料出ていますけれども、修正後平成31年3月7日総務常任委員会次

第のほうをお開きください。

本日、総務部の審査から始めまして、地域振興部の議案に入っていきたいと思います。午前中に終わればと思っていますけれども、またぐこともあると思いますので、審査のほうよろしく願います。

その後、昼以降になろうかと思えますけれども、政策部、続いて所管事務調査ということで、旧三江線の鉄道資産の利活用について、JR等との協議も終わったようでございますので、邑南町等とも、その報告をいただきたいと思えます。

先日、正副委員長を集められまして、議会報告会で出た、委員会で調査が必要と思われるものに分類されとるものがここへ4通り書いてありますけれども、これをどのように委員会として取り組んでいくのかというようなことを皆さんと話をさせていただければと思えます。

その後、おおむね15時ごろから議案第25号に関係して、ほとんど施設の廃止の条例案ですけれども、その現地を見て歩くようにしております、本日は北部に位置しております作木歯科診療所、君田歯科診療所、君田の鴨等飼育施設を見て歩きたいと思えます。北部はそのほか施設として高丸農園の集会所と作木常清滝キャンプ場と介護予防拠点施設があるんですけれども、高丸農園と茂田集会所に関しては、既に老人集会所のように形を変えとったり、地元譲渡の希望があるようなところは確認は今回はせずに、解体等が検討されとるようなところを見て歩きたいと思っております。

翌日ですけれども、残った吉舎のほうに3施設あって、漁業の施設が2つと、当初、吉舎のプロイラー生産施設というのが岡田山のほうにあるけ、それも見に行くようにしとったんですけれども、本日連絡が所管課からございまして、今、勝手に不法投棄みたいになっとなって、入り口から入られんそうで、不法投棄の現場になって、今、警察の捜査中。そのような状況らしゅうて、入られんということなので、写真等しっかり撮って提出するように言うておるところなんですけれどもということで、この吉舎のプロイラー生産施設は明日は行かれぬということなので、9時に市役所出発となっていますけど、10時、市役所出発に変えさせていただいて、明日は10時に市役所を出発したいと思います。午後13時より、25号議案で見て回ったのも踏まえて、財務部の議案審査を行った後、採決、委員長報告等の作成、その後、新年度において意見交換する団体等の候補、皆さんやりたい団体を挙げていただければと思えますのと、来年度の行政視察について、1年間の委員会スケジュールを出すような方向で来ておりますので、いつごろがいいかとか、またそういったことも明日話をさせていただければと思えますので、よろしく願います。

ここまで何か質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、議案審査のほうに入ってまいりたいと思えますので、総務部に入ってください。

(執行部入室)

○杉原委員長 それでは、総務部の所管する議案の審査を行いたいと思えます。

最初に、議案第23号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長 皆さん、おはようございます。それでは、議案第23号について説明させていただきます。

本案は、三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。本案は、非常勤特別職の報酬月額について、正規職員の給与改定に準じて改定すること等に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

月額「16万8,600円」を「17万100円」に改正、これは27職種でございます。月額「19万6,200円」を「19万7,700円」に改正、これは主任こども発達支援専門員でございます、1職種でございます。なお、いずれも1,500円の増額となります。本条例の施行期日は平成31年4月1日からでございます。よろしく願いいたします。

○杉原委員長 それでは、これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 ほとんどの特別職を網羅しています。例えば、今ちょっと話が出る児童・民生委員へ幾ばくかの報酬というか、それらを示してやるべきではないかなという意見をよく聞くんです。年間通してガソリン代程度でほんの少し出るのが今現状だろうと思うんですけども、その考え方、これが特別職に入るかどうかというのはまた別の問題ですけど、そこらの考え方を教えてもらえますか。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長 今回改正するものは、週4日勤務の月額報酬の職ということで、いわゆる非常勤特別職の中でも常勤的な働き方をする職員というもののみに限定させていただいております。今おっしゃいましたその他の職については、常勤ではない職員も含まれておりますので、その他の職員については今回の改正には含まれていないというものでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 それは今後も変える意思がない、考えがないということですか。恐らくこれをやるとしたら、単市の扱いになるんかなとは思わんじやけど、国がせんからね。そこらの考え方を聞きたい。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 民生委員さんの報酬につきましては、条例等で定めております報酬とはちょっと性質が異なるものになると思いますので、民生委員さんの報酬のアップにつきましては、違う分野での協議をいただくことになるのかなと思っています。申しわけございません。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 所管は教育民生になろうかなと。ここは場所が違うとは思わんじやけど、わしはこ

こへしか所属していないから聞いてみただけ。

○杉原委員長 答弁はよろしいようでございますので、ほかに質疑ございますか。

藤井委員。

○藤井委員 ここに羅列されとるのが、今現在この三次市で非常勤でおられる方、全て役職、役員といえますか、この議案の中にずらっと何とか相談員、何とか相談員と書いてありますが、これが非常勤で今おられる役職の全てになるのか。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 今回の条例で改正をさせていただきます、特別職の職員で非常勤のものの報酬というこの条例の別表1には、例を申し上げますと選挙管理委員長とか、そういった月額が5万5,100円であったり日額が7,800円であったりという、そういったたくさんの職種がこの条例の別表1という中に定められております。今回はその中でも、先ほど総務部長のほうで申し上げました常勤的な勤務をするものということで、その他の非常勤特別職という形ではもっとたくさんの方がおられます。42職種、その他の規則等で定められるものといったものも含まれますので。

○藤井委員 その中の週4日勤務の人が全部出るということですね。

○杉原委員長 ほかによろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第23号に対する質疑を終結し、続いて議案第24号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長 それでは、議案第24号、本案は三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

本案は、再任用職員に係る給料表の改正で、職員が長年培ってきた知識、経験を引き続き活用し、急速に変化する社会情勢への対応による諸制度の改正が複雑多様化するニーズに対応するため、再任用職員を弾力的に任用することができるよう、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

その内容は、議案記載の別表第1、別表第2の(2)、別表第2の(3)は再任用に係る行政職、医療技術職、看護職の給料表について、再任用職員の欄を現在4級まで設定しておりますけれども、これを7級まで設定するものでございます。なお、これらのうち4級から7級までの給料月額については、行政職、医療技術職及び看護職はともに同額で、また、表にあります1級から7級までの額は国の基準と同額でございます。

本条例の施行期日は平成31年4月1日からでございます。

以上でございます。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 またこれも考え方をお伺いしたいんですが、今この条例(案)に対して反対でも何で

もないんですけど、考え方を。今、市の職員さんは定年が何歳、60歳。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長 60歳です。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 再任用もええんじゃけど、定年制を延長して正規のまま頑張ってもらおうという考え方はないのかあるのかというのを聞きたい。なぜなら、再任用いうたら、またぼんと違う畑へ行って、一からやり直しになるんじゃけど、それぞれが自分の専門的ところで頑張って最後の60歳を迎える。それを5年延ばすとかいう、もうちょっとそこで頑張ってほしいという物の考え方ができないのかどうか聞かせてください。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長 現在定年は60歳ということでございますけれども、委員おっしゃるように、65歳までということは、現在国のほうで国家公務員を中心に審議をされておられます。国のほうで65歳までというような案が出れば、基本的にそれに準じて本市でも協議を進めていくということになるかと思っておりますので、現時点で60歳を65歳までに延ばしてというふうな考えというのは今のところはございません。国の動きを見て、そのあたりは市のほうでまた判断をさせていただくということになろうと思っております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 今、コンビニなんかも含めて人手が足りない何が足りないというて、結局は人材不足の世界へ入っていったるじゃないですか。物の考え方を2つに分けていかなきゃいけない時代に入ってきてるんです。それは定年前後でやめて第2の人生を模索するか、自分のなれた行政職の中で5年間だけいくかというふうになっていくと思うんです。これは国の指示待ちだったら、どんどん追いつかなくなっていく。今の三次市の情勢から言うたときには、もう国がそうであろうがなかろうが、その状況に鑑みて、やはり決断をすべきところはしていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長 社会的な状況に応じてということだろうと思っております。まずは三次市の現状はどうであるかということも踏まえて、また国・県等の動きも踏まえた上で、どうしていくかということも当然考えていく必要があるかというふうに思います。基本的に今まではずっと国・県に準じて来ていたというのが今までのやり方でございますので、そのあたりのこともありますので、御意見として承っておきたいというふうに思います。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 そこが総務部長、ちょっと違うと思う。昔と違って、国・県の指示を待っておるような守りの態勢というかな、それじゃ追いつかない時代に入っとる。先んじて三次市が手を打っていかうという考え方を全国の市町村は皆持つとる。だから、大阪の枚方なんかええ例。国が何と言おうと、ふるさと納税、うちはこうでいきますよと、反旗を翻してでもその実情に合わせたカラーを出していくべきだと思ふ。慣習どおりとか今までどおりに、国がこう言うから県がこう言う

からでは、もう全く遅きに失することがいっぱい出てくると思う。それは今後戒めとかにやいけんと思うんです。一朝一夕に総務部長の頭がころっと変わって、そうですね、じゃ、ちょっと切りかえて新しい手法を考えてみましょうとはならんかもわからんけど。だんだん年とってくと石頭になって。ここらで10年先の三次市、20年先の三次市を考えたときに、これが必要なんだというものを、あなたは総務部長ですから、三次市の行政職の根幹におる、そのトップですから、そこを自覚していただいて、指示待ち族ではだめだと思います。そこらもう一回。何が何でも私は国と県に準じますよというんじゃ、話の活路は見えそうにないけど。

○杉原委員長 落田総務部長。

○落田総務部長 ここでどうするというお答えをするのは難しいんですけども、やはり先ほど申しましたように、情勢を考えた上での対応というのは必要というふうには思っております。それをどういうふうにするかというのは、ここではちょっと申し上げられませんが、御意見として承っておきたいと思います。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 このたびの条例に関しては、再任用の職員さんに適用するという事で、5級、6級、7級までだということですね。これは新旧対照表を見てみると、現行のところは5級、6級、7級というのはないんですけども、新しく加えたということで捉えてよろしいですか。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 この給料表につきましては、国の給料表に基づいて定めさせていただいているんですけども、三次市においてはこれまでは4級までしか定めておりませんでした。それで5級、6級、7級相当のものにも対応できるように加えた、追加をしたということで、金額的には国の給料表に準じています。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 わかりました。来年度、三次市にはこれに該当する人が何人ぐらいいらっしゃるか。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 具体的にはこの給料に該当する方が何名ということではないんですけども、これから職責に応じまして、そういった職責の方がもし再任用を希望されることがありましたら、そのときには対応できるようにということで定めさせていただいたということでもあります。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 岡田委員からの質問、職責というのはどういうことですか。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 基本的に今回の改正により、1級のところは主事、2級が主任主事相当、3級が主任、4級が主査、5級が係長級、6級が課長級、7級が部長級、そういった定めをしておりますので、職責によりそういった職責を担っていただくことがあれば、その級相当のところへ給与も位置づけていくという、それができるというために定めさせていただきました。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 現行は、例えば部長で、再任用になった場合は主査ということになるわけですかね。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 現行は、再任用は三次市は2級のところへの位置づけということを今現行につきましては、そのような運用をしております。今申しあげました職責、主任主事というようなところで今現在基本的にはスタッフ的な仕事を、若手の職員をカバーしながらそこについていただくといった意味合いで、今現在は2級ということで定めておまして。ですので、主査級ということでもないんですけど、これからは部長級なり課長級なりの方が再任用でお勤めいただく場合には、必ずしも部長級であったから部長、課長級であったから課長という、そういった定めではないんですが、これから担っていただく職によりまして、それがどこの級相当になるかということにつきまして、職に合ったということの協議等もございます。今現在につきましてはそういった形で、職に合った級に位置づけていこうと思っております。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 岡田委員や山村委員と同じことなんですけど、関連しますが、今回上げたいということでの議案なんですけど、実は3月でかなり部長がやめられますね。そうしたことがあるのを見込んで、そういうポストを持続するような考えがあったときに、今回こうした議案が上がったのだろうか、ずばりと聞かせていただきますが。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 今現在、そういう方がおられるかどうかという想定のもとで改定をさせていただいたわけではないんですけども、今後やはり職員が減っていく中で、本当に経験が少ない者がいろんな職についていく中で、例えばそういった指導ができる立場の方に残っていただくことも今後出てこようかという、そういったところの可能性もありまして。県内他市におきましても今も7級まで定めているところはあります。そういったところで他市との均衡もありまして、そのような形にさせていただきました。可能性によりまして、今のようにならせたということでございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 そういうことは聞きませんが、ただ、これまでにそういうポストの人がやめた場合、再任用された人もおられると思うんですが、そこらはまた採用はどういうふうになるのか教えていただければと思います。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 今まで部長職についておられた方が再任用という実績はあろうかと思うんですが、今までは先ほど申しあげました2級相当ということで、それぞれの部門でのフォローいただける、今まではそういう形です。

○杉原委員長 ほかに。

藤井委員。

○藤井委員 僕もこれ見せていただいたときに、今回は部長さん一回やめられて、その後も引き続き部長職に残って力を発揮される方がおられるんであろうなというふうに解釈をさせてもらったの

で。要望としましてですけれど、もちろん経験が浅いとはいいまして若い人たちがしっかり育ていって、役が人をつくるじゃないけど、そういう部分もあると思うので、しっかりとそういった若い人も成長できるような環境をつくっていただければなという。これがずっと慣例になって、ずっとどンドンどンドン上が残ってしまうことがないように、世代交代も必要だと思いますし、人事体制としても必要なものだと思います。要望だけしておきます。人事案件を言うてもしょうがないけど。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 僕からちょっと。これ見てたら、例えばこの年が来るのが、去年とか一昨年でも採用したときからわかつとる話じゃないですか。退任が来て部長が3月いっぱいでおらんようになる。今、こんな形で若手がずっと採用が減らされとって、今からどンドン人が再任用になるのもわかつとる上で今さらこんなことをするのがそもそも間違うとるいうか、ミスじゃとしか言いようがないというか、わかつた上で人は育てとかにやいけんかつたんでしょうし、僕はまさか部長が部長で残るなんてことはゆめゆめ1ミリも思いませんが、本当、人を育てるというのもセットで業務としてやっていかにやいけんことなんで、余り楽をしようという考えじゃのうて、人を育てるのが一番大変なんだから、そこをしっかりと意識して仕事はしていただきたいなというのは僕のお願いです。

さっき言うちゃつたんですけど、採用されたポジションによってこの給料表が変わるということで、2級から始まって何年も再任用やつたき、給料が3級に上がるとかいうことじゃのうて、総務部長さんと副市長と市長が、こいつはここじゃけ、5級に当ててあれとかいうのはどこの誰でどう決めていくんですか。上がっていくシステムじゃのうて、ポジションによってぽっぽぽっぽ変わるということなんですね、毎年の給料が。

落田総務部長。

○落田総務部長 これはポジションによって変わるというよりか、職務内容によって、再任用の人がおるとき、実際にやる職務内容、また先ほど申し上げた職責ですね、それに応じてどの級を適用するかというのが決まりますので、例えば1年目は2級だけれども、2年目は3級になるとか、そういうような考え方ではないです。

○杉原委員長 今僕が言うたように、その人の来年の仕事はこれじゃけ、ぽっと、こいつは今年5級じゃ来年は5級じゃと。再来年、プロジェクトが落ちついたらけえ、もっと楽なもんじゃけえ2級じゃとかいうて、落ちたり上がったりが毎年変動するということですよ、その人の配置、職務によって。どなたがそれを決めてんかということ、答弁をお願いいたします。

落田総務部長。

○落田総務部長 それは毎年異動するとかいうのは人事案件になりますので、そこは状況に応じて対応するようにはなろうと思います。今年この仕事をしたから、次も同じ仕事かあるいは違う業務が。業務によって職責が決まってくるので、そこは何とも言えないところでございますし、また、誰が決めるかということについては、当然、市長が決定するということになります。

○杉原委員長 市長が給与と役割の重さを、これは5級の役割の重さだと、おまえ来年これやってくれ、おまえは7級の役割だというふうに言うということですね。もう一個。再任用の希望を出したら、全員再任用されるんですか。断るケースもあるんですか。

落田総務部長。

○落田総務部長 再任用をする場合、例えばその人の健康状態、職場に継続して勤務いただけるような健康状態であるかということと、あとは再任用する意欲があるかどうかというようなことも勘案する中で決定をしていくと。だから、再任用希望の方が全て採用されるということではございません。

○杉原委員長 ありがとうございます。

澤井委員。

○澤井委員 最後確認だけなんですけど、再任用で希望を出されて、市長なりが再任用でこのポストじゃないかということによって、この7級とかいうことが決まっているんですけど、同じ職の中でも再任用でとって、執行部のほうの考えでこのポストという指示でいった人は7級、それ以外の部長は再任用された場合は通常の設定というか同じ扱いをされるのかどうか。

○杉原委員長 矢野総務課長。

○矢野総務課長 部長をやめた人が部長職についた場合とそうでない場合。先ほどから申し上げておりますとおり、その職になっていただけるのが部長級相当の職を担っていただく場合には、7級、部課長級のところを担っていただくために、職員の指導を含めた、そういった業務をしていただく場合には、主査とか主任のクラスというようなこともあろうかと思えます。現在は私たちもどういうふうになっていくかわからないですけど、部長でやめられたら必ず部長職というようなことは恐らくないのではなかろうかと思っております。

○杉原委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ほかにないようでございますので、議案第24号に対する質疑を終結いたします。

総務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、地域振興部が所管する議案の審査を行ってまいりたいと思います。

まず、議案第21号、三次市山の学校設置及び管理条例(案)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 おはようございます。地域振興部の審査をよろしく願いいたします。

まず第1番に、議案第21号、三次市山の学校設置及び管理条例(案)について御説明をいたします。

本案は、都市と農村の交流を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、豊かな農村環境のもとで研修またレクリエーション、農業体験等を通じて都市住民の憩いの場を提供し、地域住民等の交

流及び研修を行い、並びに農村文化活動を促進することを目的として、三次市上田町にございます
旧上田小学校の校舎や運動場、体育館を山の学校として位置づけるため、設置及び管理条例を定め
ようとするものでございます。

旧上田小学校は平成15年3月に廃校となりまして、現在、校舎等につきましては、地元へ管理委
託をお願いしているところでございます。また、地域では住民を中心にNPO法人ほしはら山のが
っこうを設立され、プロジェクトを核としてさまざまな体験事業を展開され、その事業も定着して
いるところでございます。施設も老朽化しており、今後において改修等が必要となった場合の財源
確保を含めた安定した運営を行うため、条例制定が必要と判断したものでございます。

なお、設置管理条例の御議決をいただきましたら、その後につきましては、指定管理者の指定手
続を進めていきたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたし
ます。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 これは山の学校として以後、これを位置づけるということですか。上田小学校の廃校
跡。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 現在は普通財産ということで地域のほうへお願いしているところでございま
すけれども、条例に公の施設として位置づけをして、しっかりとした管理体制をとってこうとい
うものでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 こういうのは大変結構なことだし、とりわけ子供たちがこういうところへ来てさまざ
まな経験をするということは私としても非常に賛同するところなんです、問題なのは、その内
容が問題なんですよね。例えば子供たちに何を教えるか。以前、私が昔、子供たちの指導員をしと
ったとき、自分で服が着れないとか、御飯を食べるときにはしを持ってこんかったから、御飯が食
べられない。ほとんど親がやれば済むことができない、そういう子供たちがどんどんどんどん増え
ていく中で、一からそういうことを教えなきゃいけない世の中になってきている。それがやはり生
きる力というのを子供たちが失っておるという現象なんです。そこらを見ると、こういうところへ
来て、子供たちがただの3日ぐらいになるかもわからないし、1週間おられるかもわからんし、大
いに三次市としてもそういうところは後押しをしてあげるべきだと思います。ただ、先ほど言うた
ように、その中身の内容をよくチェックして、できれば専門的アドバイザーみたいな方について
いただくとか、そういうやり方というのはあるんですか。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 今後、指定管理者は選定をしていただくわけでございますので、現状といた
しましては、先ほども申し上げましたように、NPO法人ほしはら山のがっこうに運営を今してい
ただいております。中身的には本当に先ほども言うていただきました、自然とか田んぼとか、友達

になれるゲームであるとか、山遊びであるとか、岡田山を一周しようとか、いろいろ自然を取り入れた活動を現在されております。そこを中心にやられている方もいらっしゃるわけですが、全国的にもいろいろなことで視察にもおいでになるような方であると思いますし、地域との連携もしっかりされておりますので、そういうところで、今後、今やられているものをできれば継続をしながらやっていただければ。もちろん、さっき御提案いただきました外部でいいものがあれば、どんどん入ってきていただくということも考えながら、三次の中で自然に接しながら活動するという貴重な施設だろうと思いますので、そこを伸ばしていければと考えております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 春夏秋冬、これは何もせんでも、子供たちは喜ぶ。でも、遊ばして一番喜ぶのは冬なんですね。雪の中でさまざまなことを自分で工夫させるんですね。雪だから、けがはほとんどないし、雪もぐれになったって着がえりゃ済むことなので、指導者のほうも楽でいいし、何よりも一番大切な子供たちの考える力、雪山というものを通して考える力をつけさせることが大事だと思うので、そういうふうな山の家として今後位置づけていくなら、ある程度そういった指導も含めて、あしなさい、こうしなさいじゃなくて、こうしたらどうかとか、地元の皆さんと一緒に協力してやるという手法をとったほうがいいんじゃないかなと思います。これは私の意見です。

○杉原委員長 ほかに。

藤井委員。

○藤井委員 現地を見に行ったりもしたことありますけれど、もともと古い建物で、将来的にもちろん活動からいったら、僕もいい活動をされているなと思いますけれども、もともと古いもの、3つの中で特に体育館なんですけれど、今どういう使い方をされとって。将来的に維持管理が必要になったときのために条例を設定したという話だったので、随分手を加えなきゃならないところがあったり、そういうのが今現在あるのかどうか。そういったことを聞きたいと思います。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 この建物は、この学校自体の開校は明治7年というふうに調べておりますけれども、129年ぐらいで工事をしたところですが、校舎につきましては昭和28年から29年にかけて改築をしております。体育館は昭和61年ということでございまして、体育館につきましては現在でも体育施設、後で出てまいりますけれども、設置及び管理条例の中に位置づけておりまして、うちのほうの委託をしている形で管理をしております。必要に応じてそれぞれの修繕とかやっていく体制でございしますが、校舎につきましても、今後、外のトイレでありますとか、そういうところとか、校舎も逐次、廃校になった後に何度か手を加えておりますので、そういうこともありますが、今回実施計画でも上げさせていただいておりますように、エアコン等の設置を今回考えて、昨年秋に出した実施計画には出ささせていただいておりますので。そういった改修も行いますが、特に木造で外部をどうかということは、今考えておりません。それは木造なので、必要に応じてはやりますけれども、そういうおもむきのある建物を使って、そこで活動されるという今の活動なので、そこら大切にしながら、先ほどの提案理由の中でお話をさせていただきましたけれども、大規模な改修が必要となってくることもあると思うので、それをしっかり公の施設として位置づけて補助金な

り起債なり借りられる体制を今回とるということです。

○杉原委員長 ほかに質疑。

山村委員。

○山村委員 野外集会所って、現地へ行かせていただくと、入ったらすぐ駐車場になって、あとイベントのテントなんか建てたりされるんですけど、区切りというか、その集会所に入ったらすぐ。営利目的もありますね。その境というか、どうなんですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 野外集会場でございますけど、これはグラウンドを指しております。グラウンドの中にはキャンプファイヤーができたりとかバーベキューができたりとか、ですから校舎以外のところの部分で示しております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 よく知らないんですけど、水の確保、それと耐震というかそういった部分で、木造であるまま本当に校舎を生かしていただきたいんですけど、多少なり耐震もという心配があって、いじらんといけんことはないんですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 まず水の水源なんですけども、これについては以前、ボーリング等したりして、いろいろ対策をして確保はできております。それから耐震ですけども、木造でございますので、耐震基準というものが適当、不適當かというのはありませんので、必要であれば調べて、今後利活用していければと思います。

○杉原委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 確保ができているということで、お手洗い改修なんかする場合、水洗にと。量です。横谷小学校はますます水が不便じゃないですか。量、質、そっちはもう一度伺います、大丈夫なんですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 まずトイレ等に使用する水源については、ボーリングをした水で、以前のデータですと毎分10リットル以上出ているということもございましたし、飲料に使うのは別な水源で確保しておりますので、水量的には今のところは大丈夫だということです。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 では私から1つ。これから指定管理に出していくのに、基本、指定管理料を三次市から払うことはないタイプじゃというふうに思うてええんですかね。今、何か上げとるんですか、地元へ今も。上げとってならお幾らですか。

秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 現在は市の直営の施設で、運営に関する経費は出しておりませんが、浄化槽の維持管理の関係とかその辺の費用、それから電気料、これについては市が負担しています。

○杉原委員長 今から指定管理に出すとして、どれぐらいを条件にして。人件費とかも全部今から含めて、指定管理を認めたところからいろいろ出していくということですね。その利用状況とかも見ながら、また調整していくんですか、指定管理料に関して。そこら辺のお考えを伺いたいのと、もう一個、風呂1回につき3,000円って、どういうイメージなんですか。風呂1回3,000円って高い感じがしたんですけれども。

秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 まず、指定管理料でございますけども、施設の維持管理に係る経費、先ほど申しました電気料金とか浄化槽の維持管理に係る経費、これはもちろん指定管理料として支払いをしていくというふうな協定がありますけども、人件費分については、今後、まず施設を公募にするか非公募にするかという部分、これはまた選考委員会等で検討になるんですが、その辺は指定管理者の候補者が指定管理料の提案をいただいて協議を行っていくという形で、人件費を入れるとか入れないとかいう部分は今のところは考えておりません。お風呂は、基本的には宿泊をされる場合は別に徴収はされております。お風呂だけ使われると、宿泊をせずにお風呂を使われるということになると、それだけ別経費かかるので、3,000円を徴収。これまでにそういった例はないというふうに聞いています。

○杉原委員長 イメージとしたら、何かのイベントを主催して、人が泥んこになるようなイベントをして、帰りに泥んこを流す。主催者が洗い流して、利用者が洗う施設じゃないと捉えていいんですよね。という僕の勝手なイメージですけど、そんなイメージですかね。

○秋山地域振興課長 そんなイメージだと思います。

○杉原委員長 了解。ほかによろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、議案第21号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第22号、三次市運動場設置及び管理条例(案)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第22号、三次市運動場設置及び管理条例(案)について御説明をいたします。

本案は、スポーツの普及振興と市民の健康増進を図るため、運動場を設置するという事で、設置及び管理条例を定めようとするものでございます。

本条例に位置づけようとしております運動場は、稻荷運動場と畠敷運動広場の名称で、現在、国土交通省から占用許可を受けているところでございます。このたび、この2つの施設について公の施設として位置づけを明確化し、改修や整備等に係る財源も含めまして適正な管理を行うことができるよう条例制定をしようとするものでございます。

なお、国から占用許可を受けている箇所につきましては、幾つかございますけども、例えば十日市親水公園につきましては都市公園設置条例の中に、児童遊園などは児童遊園の条例の中に、その目的によって条例制定をしているところでございますが、占用許可を受けております、今回制定し

ようとしている2つの施設につきましては、これまで条例を整備していなかったということもございまして、今回しっかり位置づけをして、今回、災害等受けましたけども、そのような場合にも改修や整備等に係る有利な財源がとれるというようなこともございますので、財源も含めて適正な管理が行われるように、条例として位置づけたいというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第22号に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ないようですので、これにて議案第22号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第28号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 続きまして、議案第28号、三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本案は、三次市の栄町コミュニティ集会所、三次市七日市下コミュニティ集会所及び三次市みどりヶ丘集会所の3施設につきまして、地元から今後は施設を必要としないということで申し出があったところでございます。また、三次市上山三区集会所の1施設につきましては、地元から無償譲渡の要望を受けることによりまして、当該施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 今の上山三区集会所以外は解体という方向にいくんですかね。地元譲渡せん3つは解体ですか。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 この地域集会所の設置及び管理条例でございますけども、コミュニティ活動の振興に資するための地域集会所ということで位置づけをしております。これまでも地元にお話をさせていただきながら、施設の譲渡であるとかを進めてまいりましたけども、地元のほうで今回この3つの施設につきましては、地元ではこういう目的に集会施設として使用しないので、使用しないけども譲渡も受けませんということなんですけども、やはり条例の今回の目的である地域集会所としての必要性がなくなったということで、一旦普通財産のほうへ落とさせていただきます、今後すぐに解体ということは考えてございませんけども、何らかのほかの活用も出てくるかもしれませんし、その用には供さないということになりましたので、今回この条例からは落とさせていただきます

す。

○杉原委員長 了解です。ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、議案第28号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第29号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第29号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本案は、先ほども議案21号のほうで山の学校で御説明をさせていただきましたが、今回同じ敷地内にありますので、この上田体育館につきまして、今回の山の学校と一体的に管理を行おうとするもので、そのために今回、本条例に載っておりますこの三次市体育施設設置及び管理条例から上田体育館を落とすという一部改正をしようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 議案第29号に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 受け付けは、新たな指定管理者が今後は受け付けも全部行っていくということですね。

それでは、ほかには質疑ないようでございますので、以上で議案第29号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第30号、三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 では、議案第30号、三次市江の川カヌー公園さくぎ設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本案は、江の川カヌー公園さくぎ内にございますレストランの利用料金を定めようとするものでございます。現在、同施設は、NPO法人元気むらさくぎに指定管理者として運営していただいているところでございます。このたび、レストランについて利用料金を定め、外部への貸し出しによる経営をしていこうということに対応できるように、条例の一部を改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 議案第30号に対する質疑を願います。

澤井委員。

○澤井委員 今のレストランの5万円、使用料金、これはどういう根拠で算定したのか、答えてほしい。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 この算定に当たりましては、三次市行政財産の使用料に関する条例というのがございまして、ここに面積でございまして、そういう中で算定する数式が入っておりますけれども、この算出で計算をいたしますと3万7,000円ということになってまいりますが、光熱水費等を含めた料金で上限を設定したいということで、これまでの数字を加算させていただいて、5万円という上限を設定しようとしております。

○杉原委員長 ほかに質疑。

岡田委員。

○岡田委員 今のレストランの説明の中で、今までは元気むらさくぎさんがやっていて、それを外部にという説明でしたけれども、その辺の経緯。元気むらさくぎさんはやらないんですか。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 現在は元気むらさくぎの職員であります。直接どこかの施設に頼まれてやるというか、そんな中での運営をしてきたところでは、やはり人の手配とかも大変なことに現在なっておりますし、カヌー公園のほうもお風呂もつくっていただきながら、いろいろな業務に携わっていく中では、レストランをやってくれる方がいらっしゃれば、外部にお願いしてやっていくという方向を指定管理者との協議も踏まえまして、今回このような対応になるように上限設定をさせていただきました。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 レストランというのも、結構重要なものになるので、そこは充実したいというように思いもあるということですね。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 前も例えば十日市の方があこでやりよっじゃった時期もあったじゃないですか。あこのときのやり方と今回の条例のやり方はどう違うとるんですか。個人名出したらまたいけんのじゃろうけ、そこからカヌー公園、あれあったじゃないですか。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 確かに今御指摘をいただいておりますように、今までは地方自治法の238条の4第2項4号というところに民法上の契約として、空きスペースとして貸し付けをしていたときもございまして、しかしながら公の施設でございまして、同条7項の規定による行政処分の許可として利用料金、使用料を徴収したほうが法の趣旨に近いものとして、今回しっかり位置づけをさせていただくということで、今までは空きスペースを貸し付けていたということでやらせていただいておりますけれども、今回は法の趣旨からいうとそのほうがよりいいのではないかと、よりよいものにすべきだということで、今回しっかりこの条例の中にレストランの上限設定をさせていただきたいということです。

○杉原委員長 それじゃけ、空きスペースとして、あのときもお金を取って貸しよっちゃったわけですね。空きスペースとして指定管理者に貸しよったのを、このたびはこの条例に書くと、今の地方自治法上の問題がきれいになるわけ、曖昧なのがきれいになるような感じですか。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 はっきり言えばそういうことで、行政財産を他者にしっかり使っていただく場合には、その法をしっかりと利用料金を定めるほうがよりよいものであると、また合理的であるということの判断をいろいろ研究した中でありましたので、今回それをきれいに。

○杉原委員長 ほかにはよろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第34号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第34号、指定管理者の指定について御説明をいたします。

本案は、きさ安田パークゴルフ場の指定管理者の指定するということについて、きさ安田パークゴルフ場運営協議会をその候補者として選定いたしましたので、市議会の議決を求めるようとするものでございます。

きさ安田パークゴルフ場については、地域密着性の観点から非公募とし、指定管理者選考委員会におきまして候補者として適当であると御意見をいただいているところでございます。きさ安田パークゴルフ場運営協議会は、地域住民を中心とした会員20名で組織されておりまして、これまで再生する会として芝の再生など、パークゴルフ場における運営再開ができるよう努力をしてこられるなど、地域に深い愛着を持たれている団体でございます。また、指定管理者としての事業計画におきましては、このパークゴルフ場と、とみしの里や甲奴健康づくりセンター「ゆげんき」などとの連携による集客を図ることや、楽しめる施設として方策を講じることとされております。利用計画では、年間約2,000人を目標とされておりますが、さらなる利用者の増加を期待するものでございます。

指定管理期間は、他の施設と周期を合わせるため、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第34号に対する質疑を願います。

山村委員。

○山村委員 指定管理される上で、営業日数などは定められているのでしょうか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 きさ安田パークゴルフ場運営協議会から事業計画書を出していただいておりますけども、休みの日は毎週火曜日、それ以外の日は全て午前9時から午後5時まで開業している

と。あと休みがお盆の13日、14日と年末年始の12月25日から1月2日ということで計画を出していただいています。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 そうしますと、以前も管理棟へずっと詰めていたんですけど、飛び入りで利用したいという場合も受け付けてもらえるようになるんですか。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 開業日には必ず受付が1人駐在するという形で計画しております。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 これずっと常駐していくということは、人件費を指定管理料で出す予定ですか。そんなにこの火曜日以外でずっとおらにゃいけんぐらい利用者さんがおってのもなんですか。

秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 まず、ゴルフ場の利用者、今の計画では年間2,000人という計画で、以前は開場当初は6,000人程度、指定管理を最終26年度で一旦切っておりますけど、その時点でも年間4,000人の来場者がおって、あと利用料、1プレイにつき1人当たり500円という利用料を定めて、収入も約200万円程度の収入があって、それらを人件費に充てて、あとの施設の管理部分については指定管理料で支払いをするという形になってございます。それから、指定管理料の主な部分は施設の管理の部分になっていて、人件費というのは利用収入のほうからやっていたらというような基本的な考えを持っています。

○杉原委員長 わかりました。ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ほかにはないので、議案第34号の質疑をこれにて終結いたします。

続いて、議案第35号、指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。議案第25号と関係しとる条例(案)なんですけど、先に地域振興部のほうからということになりますので、委員の皆様、御了解ください。

それでは、執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第35号、指定管理者の指定の変更について御説明をいたします。

先ほど委員長のほうからございましたように、本案は財務部所管といたしまして提案をしております議案第25号、三次市公共施設の整理のための関係条例の整理に関する条例(案)の第2条におきまして、三次市自然休養施設設置及び管理条例の一部改正といたしまして、設置目的を終えました作木常清滝キャンプ場を同条から削ることを提案させていただいております。これに関連いたしまして、現在指定管理いたしておりますので、指定管理の期間を変更しようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 こちらの総務常任委員会のフォルダのほうに現場の写真を入れていただいております。せっかく中原支所長に来ていただいおってじゃけえ、特に何か。

○中原作木支所長 写真を見ていただいとおりです。かなり老朽化が激しく、作木カヌー公園ができましたので、カヌー公園のキャンプ場ができて以降は、こちらのほうのキャンプ場もほとんど利用がないというような状況です。トイレ等も水道も止まっていますし、ほとんど使えないというような状況ですし、それに伴って廃止というような声もあるような状況です。

○杉原委員長 というような状況だそうでございます。議案第35号に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、寂しいような気もしますが、仕方がないかもしれんね。それでは、議案第35号の質疑を以上で終結させていただきます。

地域振興部の皆さん、ありがとうございました。作木支所からも来ていただいてありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、政策部の所管する議案の審査に入ってまいりたいと思います。

議案第36号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、議案第36号、過疎地域自立促進計画の変更について御説明をいたします。

本案でございますけれども、平成28年3月に策定いたしました地域自立促進計画に、新たに三次市図書館改修事業及び美術館あーとあい・きさ改修事業を追加し、計画を変更することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により市議会の議決を求めようとするものでございます。

概要でございますが、三次市立図書館改修事業につきましては、供用開始後20年が経過し老朽化してございます照明や空調設備の改修を行うものでございます。また、美術館はあーとあい・きさ改修事業につきましては、供用開始後25年が経過し、老朽化してございます空調設備の改修を行うものでございます。

以上、政策部に係る議案説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 これはいつから始めて、いつまでに終わる予定で、検討も進められているんでしょうか。

中村政策部長。

○中村政策部長 三次市図書館改修事業でございますけれども、こちらにつきましては、昨年9月補

正で予算措置をさせていただいております。今年度、照明の改修については完了してございます。空調設備については来年度以降実施する予定としてございます。

○杉原委員長 完成は。

○中村政策部長 完成は32年度に終了する予定です。美術館あーとあい・きさにつきましては、12月に予算補正をしていただきまして、今年度中に完了する予定となっております。

○杉原委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、ほかにはないようでございますので、議案第36号に対する質疑を終結いたします。

政策部の皆様、ありがとうございました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月7日

総務常任委員会

委員長 杉 原 利 明